

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

2011.6/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(52)6627
☎0749(52)5195

発行日 平成23年6月6日(木)
Eメール koho@city.maibara.lg.jp
公式サイト http://www.city.maibara.lg.jp/

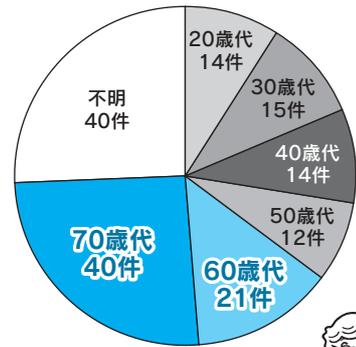
相談者の約4割が60歳以上の高齢者 ～平成22年度の相談受付状況～

平成22年度に消費生活相談窓口寄せられた相談は156件。年代別相談件数をみると、60歳代以上が61件と、全体の約4割を占め、昨年度と同様、高齢者の方がトラブルに巻き込まれることが多い状況です。

主な相談内容として、最も多かったのがインターネットサイトの不当請求やワンクリック請求に関する相談です。次いで多重債務など借金の相談、オール電化・太陽光発電や水道工事の訪問販売、架空請求や悪質な電話勧誘などの相談がありました。

また、新しい内容としては、貴金属の訪問買取りの相談がありました。次々と新しい商品やサービスが出てきて、消費者トラブルも複雑になっていますが、困ったこと、わからないことがあれば、消費生活相談窓口にご相談ください。

平成22年度年齢別相談件数



周囲の見守りで、高齢者がトラブルに巻き込まれるのを防ぎましょう



震災に関連した 相談注意情報



今後も震災に便乗した悪質商法の増加が予想されます。くれぐれもご注意ください！

「温泉付き有料老人ホーム利用権」の 買取りなどの勧誘

温泉付き老人ホームの利用権に関するパンフレットが届き、その後、福祉団体を名乗る者から、被災者を支援するために、利用権を購入してほしいと電話があったという相談が寄せられています。

購入後は高値で買取るとか、高配当が付くなどと勧誘されますが、詐欺的な手口でよくみられるセールストークです。うまいもうけ話を信じないようにしましょう。

滋賀農政事務所からのお知らせ

☎ 滋賀農政事務所
☎ 077-522-4261

消費者の食卓を守る「食品表示」

「食品表示」は、消費者である私たちが食品を選ぶ際の大切な情報です。滋賀県農政事務所では、JAS法に基づく食品表示制度の説明会への講師派遣を行っています。また、食品表示の情報提供や問い合わせを受け付ける「食品表示110番」を設置しています。

「不審な表示を見つけたとき」、「食品表示について知りたいとき」は、お気軽にご相談・ご連絡ください。

7月1日から「お米の産地」がわかります

「米トレーサビリティ法」の施行によって、7月から消費者が米や米加工品の産地情報を入手できるようになります。

商品の容器や包装、外食店や小売店などで、原料米の産地がどこなのか確認できます。

外食店などでは
店内に…

- 産地情報を掲示
- 産地情報を知ることができる方法を掲示

小売店・通販などでは
商品の包装に…

- 産地情報を記載
- 産地情報を知ることができる方法を記載